

特別養護老人ホームけいわ苑 料金表 (1割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット》

単位:円

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能 訓練加算(I)	サービス 提供体制 強化加算 (III)	看護体制 加算(I)ロ	看護体制 加算(II)ロ	介護職員等 処遇改善 加算(II)	生活機能 向上 連携加算 (II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	670	12	6	4	8	96	100	第1段階	300	880	1,976	59,370
								第2段階	390	880	2,066	62,070
								第3段階①	650	1,370	2,816	84,570
								第3段階②	1,360	1,370	3,526	105,870
								第4段階以上	1,445	2,066	4,307	129,300
要介護2	740	12	6	4	8	105	100	第1段階	300	880	2,055	61,755
								第2段階	390	880	2,145	64,455
								第3段階①	650	1,370	2,895	86,955
								第3段階②	1,360	1,370	3,605	108,255
								第4段階以上	1,445	2,066	4,386	131,685
要介護3	815	12	6	4	8	115	100	第1段階	300	880	2,140	64,311
								第2段階	390	880	2,230	67,011
								第3段階①	650	1,370	2,980	89,511
								第3段階②	1,360	1,370	3,690	110,811
								第4段階以上	1,445	2,066	4,471	134,241
要介護4	886	12	6	4	8	125	100	第1段階	300	880	2,221	66,731
								第2段階	390	880	2,311	69,431
								第3段階①	650	1,370	3,061	91,931
								第3段階②	1,360	1,370	3,771	113,231
								第4段階以上	1,445	2,066	4,552	136,661
要介護5	955	12	6	4	8	134	100	第1段階	300	880	2,299	69,082
								第2段階	390	880	2,389	71,782
								第3段階①	650	1,370	3,139	94,282
								第3段階②	1,360	1,370	3,849	115,582
								第4段階以上	1,445	2,066	4,630	139,012

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { (815 + 12 + 6 + 4 + 8) × 30日 + 100 } × 136/1,000 = 3,461.2

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき6円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に30円加算されます。 ※退所時情報提供加算250円(1回のみ)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホームけいわ苑 料金表 (2割負担)

令和8年3月1日現在

《ユニット》

単位:円

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能 訓練加算(I)	サービス 提供体制 強化加算 (III)	看護体制 加算(I)ロ	看護体制 加算(II)ロ	介護職員等 処遇改善 加算(II)	生活機能 向上 連携加算 (II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	1,340	24	12	8	16	191	200	第1段階	300	880	2,771	83,339
								第2段階	390	880	2,861	86,039
								第3段階①	650	1,370	3,611	108,539
								第3段階②	1,360	1,370	4,321	129,839
								第4段階以上	1,445	2,066	5,102	153,269
要介護2	1,480	24	12	8	16	210	200	第1段階	300	880	2,930	88,110
								第2段階	390	880	3,020	90,810
								第3段階①	650	1,370	3,770	113,310
								第3段階②	1,360	1,370	4,480	134,610
								第4段階以上	1,445	2,066	5,261	158,040
要介護3	1,630	24	12	8	16	231	200	第1段階	300	880	3,101	93,222
								第2段階	390	880	3,191	95,922
								第3段階①	650	1,370	3,941	118,422
								第3段階②	1,360	1,370	4,651	139,722
								第4段階以上	1,445	2,066	5,432	163,152
要介護4	1,772	24	12	8	16	250	200	第1段階	300	880	3,262	98,062
								第2段階	390	880	3,352	100,762
								第3段階①	650	1,370	4,102	123,262
								第3段階②	1,360	1,370	4,812	144,562
								第4段階以上	1,445	2,066	5,593	167,992
要介護5	1,910	24	12	8	16	269	200	第1段階	300	880	3,419	102,765
								第2段階	390	880	3,509	105,465
								第3段階①	650	1,370	4,259	127,965
								第3段階②	1,360	1,370	4,969	149,265
								第4段階以上	1,445	2,066	5,750	172,695

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { (1,630 + 24 + 12 + 8 + 16) × 30日 + 200 } × 136/1,000 = 6,922.4

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき12円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に60円加算されます。 ※退所時情報提供加算500円(1回のみ)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。

特別養護老人ホームけいわ苑 料金表 (3割負担)

令和8年3月1日現在

単位:円

《ユニット》

要介護度	1日あたり						1月あたり	所得段階区分	1日あたり			月額 (30日)
	サービス費	個別機能 訓練加算(I)	サービス 提供体制 強化加算 (III)	看護体制 加算(I)ロ	看護体制 加算(II)ロ	介護職員等 処遇改善 加算(II)	生活機能 向上 連携加算 (II)		食費	居住費	日額合計	
要介護1	2,010	36	18	12	24	287	300	第1段階	300	880	3,567	107,309
								第2段階	390	880	3,657	110,009
								第3段階①	650	1,370	4,407	132,509
								第3段階②	1,360	1,370	5,117	153,809
								第4段階以上	1,445	2,066	5,898	177,239
要介護2	2,220	36	18	12	24	316	300	第1段階	300	880	3,806	114,466
								第2段階	390	880	3,896	117,166
								第3段階①	650	1,370	4,646	139,666
								第3段階②	1,360	1,370	5,356	160,966
								第4段階以上	1,445	2,066	6,137	184,396
要介護3	2,445	36	18	12	24	346	300	第1段階	300	880	4,061	122,134
								第2段階	390	880	4,151	124,834
								第3段階①	650	1,370	4,901	147,334
								第3段階②	1,360	1,370	5,611	168,634
								第4段階以上	1,445	2,066	6,392	192,064
要介護4	2,658	36	18	12	24	375	300	第1段階	300	880	4,303	129,393
								第2段階	390	880	4,393	132,093
								第3段階①	650	1,370	5,143	154,593
								第3段階②	1,360	1,370	5,853	175,893
								第4段階以上	1,445	2,066	6,634	199,323
要介護5	2,865	36	18	12	24	403	300	第1段階	300	880	4,538	136,447
								第2段階	390	880	4,628	139,147
								第3段階①	650	1,370	5,378	161,647
								第3段階②	1,360	1,370	6,088	182,947
								第4段階以上	1,445	2,066	6,869	206,377

※介護職員等処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×136/1,000＝介護職員等処遇改善加算【単位】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護3 { (2,445 + 36 + 18 + 12 + 24) × 30日 + 300 } × 136/1,000 = 10,383.6

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※所得段階区分とは、介護保険料における区分のことです。

※医師の食事箋に基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供を行った場合は、サービス費に1回につき18円加算されます。(1日に3回を限度とする)

※入所から30日間に限り、サービス費に90円加算されます。 ※退所時情報提供加算750円(1回のみ)

※入所期間中に入院または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた金額になります。

※預金管理料として1日70円を徴収します。

※テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

なお、下記項目以外の場合は、応相談とさせていただきます。

	項目	単価
電気代	コタツ	120円/1日
	テレビ	80円/1日
	電気毛布・加湿器・除湿器	40円/1日
	パソコン・携帯電話・タブレット	30円/1日
	電気あんか	10円/1日

《利用料の負担軽減について》

- ①所得段階区分に応じて食費および居住費に上限額が設けられます(一覧表の通り)。
- ②所得が低く、かつ一定要件を満たす方には社会福祉法人の実施する減額制度が適用になります。
- ③利用料の半額が医療費控除の対象となります。